

「茅ヶ崎市犯罪被害者等支援条例の一部改正（素案）の考え方」に対する  
ご意見を募集しています。

- ◆応募資格 ①茅ヶ崎市内在住の方  
②茅ヶ崎市内在勤・在学の方、茅ヶ崎市内で事業活動等をされている方、茅ヶ崎市に納税されている方
- ◆実施期間 令和8年7月22日（水）～ 令和8年8月20日（木）
- ◆応募方法 この用紙を、郵便・信書便又はファクシミリで送付するか、本資料配布場所の「ご意見募集箱」にお入れください。なお、市のホームページや携帯電話からアクセスできる携帯版ウェブサイトからのご応募いただけます。
- ①郵便・信書便の送付先 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
茅ヶ崎市 暮らし安心部 市民相談課 市民相談担当
- ②ファクシミリの送付先 0467-57-8388
- ③配布場所での提出先 この資料を配布している次の窓口の「ご意見募集箱」

市役所本庁舎2階市民相談課、本庁舎1階市政情報コーナー、市民活動サポートセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、小出支所、男女共同参画推進センターいこりあ、保健所、市立病院、博物館、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、香川公民館、青少年会館、茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラス、図書館

- ④・市ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html>  
・(携帯版)市ホームページ <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/public/index.html>



茅ヶ崎市HIP

◆提出いただいたご意見の取り扱い

- 内容ごとに整理・分類した上で、茅ヶ崎市の考え方とともに、令和8年9月頃に公表いたします。
- ご意見の公表の際には、ご意見の内容以外のご住所、お名前、団体名などは公表いたしません。
- 個々のご意見に対して、直接、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- 案件と関係のない意見につきましては非公開とし、ご意見及びこれに対する茅ヶ崎市の考え方は公表いたしません。
- 「△△ページの××について」など、できるだけ意見の対象部分を明確にしてください。

【ご意見記入欄】※この記入欄に書ききれない場合は、別紙を添付又は裏面をご利用ください。

| 該当ページ及び<br>ご意見の対象部分             | ご意見記入欄                                 |
|---------------------------------|----------------------------------------|
| 【記載例】 8ページ<br>「(4)施設整備イメージ」について | 【記載例】音楽室は専用でなく、多目的室として会議室兼用で設計をお願いしたい。 |
|                                 |                                        |

ご住所：

お名前又は団体名：

年齢(○で囲んでください)： 10代以下 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(茅ヶ崎市内在住でない方のみ)

勤務先、学校名、事業活動等の内容等：

※ご住所・お名前又は団体名、勤務先等（市外在住の場合のみ）のご記入をお願いいたします。ご記入のないものについては、受け付けできないことがありますのでご注意ください。

パブリックコメントにご協力いただきありがとうございました。

お問い合わせ：茅ヶ崎市 暮らし安心部 市民相談課 市民相談担当 電話 0467-81-7129(直通)

【ご意見記入欄】

| 該当ページ及び<br>ご意見の対象部分 | ご意見記入欄 |
|---------------------|--------|
|                     |        |
|                     |        |
|                     |        |
|                     |        |
|                     |        |